

平成二十四年二月二十八日受領
答 弁 第 八 二 号

内閣衆質一八〇第八二号

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する野田佳彦内閣の関与、協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出二月二十二日の「竹島の日」に対する野田佳彦内閣の関与、協力に関する
質問に対する答弁書

一について

島根県議会で平成十七年二月二十三日に行われた「竹島の日を定める条例」の提案理由において「二月二十日は、千九百五年（明治三十八年）一月二十八日の閣議における「同島を正式に竹島と命名し、島根県隠岐島司の所管とする決定」に基づいて、島根県知事が島根県告示第四十号をもって、隠岐島司の所管とする旨を公示した日であります。本年は、時あたかも、公示の日から百周年の節目の年にあたることから、さらなる運動展開を図るため、ここに本条例を提案するものであります。」とされ、同年三月十六日に当該条例が可決されたと承知している。

二について

政府として、地方公共団体の個別具体の取組について見解を述べることは差し控えたい。いずれにせよ、引き続き、竹島問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。

三について

政府部内で確認した範囲では、政府において、御指摘の案内を受けている者は、藤村修内閣官房長官、玄葉光一郎外務大臣、平野博文文部科学大臣、鹿野道彦農林水産大臣、佐藤正典水産庁長官、杉山晋輔外務省アジア大洋州局長及び布村幸彦文部科学省初等中等教育局長である。

四及び五について

三についてでお答えした者は、公務の日程等の都合により出席できなかったものであり、その代理の者も出席しなかった。また、お尋ねのようなメッセージや祝電等を島根県に送ることはしなかった。竹島問題については、同問題をめぐる経緯及び状況等を踏まえ適切に対応してきているが、二についてでお答えしたとおり、引き続き、同問題に関する我が国の立場を主張し、同問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討していく考えである。